

○厚生労働省告示第三百八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関のうち次に掲げる者の基準適合性認証の業務を廃止したので、同法第二十三条の十五第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年十一月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

登録 番号	名称	住所	基準適合性認証 を行う事業所の 所在地	基準適合性認証の業務の範囲	廃止をした 日
AP	ビューロー ーベリタ スジャパ ン株式会 社	神奈川県 横浜市 中区 日本大通十 八番地	神奈川県横浜市 中区日本大通十 八番地	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの	平成三十年 八月三十一 日

-
-
-
-
- 一 能動型植込み機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一一の適用となるものに限る。）
 - 二 能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）
 - 三 麻醉・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものに限る。）
 - 四 麻醉・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）
 - 五 歯科用機器（日本工業規格T
-
-

○六〇一一の適用となるものに限る。）

六 歯科用機器（日本工業規格T
○六〇一一の適用となるものを除く。）

七 医用電気機器

八 施設用機器（日本工業規格T
○六〇一一の適用となるものに限る。）

九 施設用機器（日本工業規格T
○六〇一一の適用となるものを除く。）

十 非能動型植込み機器（日本工業規格T○六〇一一の適用となるものに限る。）

十一 非能動型植込み機器（日本

工業規格 T〇六〇一一の適用
となるものを除く。)

十二 眼科及び視覚用機器（日本
工業規格 T〇六〇一一の適用
となるものに限り。）

十三 眼科及び視覚用機器（日本
工業規格 T〇六〇一一の適用
となるものを除く。)

十四 再使用可能機器（日本工業
規格 T〇六〇一一の適用とな
るものに限り。)

十五 再使用可能機器（日本工業
規格 T〇六〇一一の適用とな
るものを除く。)

十六 単回使用機器（日本工業規
格 T〇六〇一一の適用となる

ものに限る。)

十七 単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものを除く。）

十八 家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
十九 補聴器

二十 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものに限る。）

二十一 放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一一一の適用となるものを除く。）